

京都大学オンラインキャリアフォーラム規約

令和4年3月17日

京都大学教育推進・学生支援部長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規約は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）の学生等が職業及び仕事についての認識及び理解を深めるために、京都大学教育推進・学生支援部（以下「教学部」という。）の主催のもとで企業等を集め、学生等が企業等の説明及び企業等との対話を通じて、キャリアについて自ら考える場としてオンラインで開催する合同企業説明会「京都大学オンラインキャリアフォーラム」（以下「オンラインフォーラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において「学生等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 本学の学生（非正規学生を含む。）

(2) 本学の卒業生

(3) 教育推進・学生支援部長（以下「教学部長」という。）が適当と認める者

2 この規約において「企業等」とは、企業又は国若しくは地方公共団体の行政機関その他の団体をいう。

3 この規約において「出展」とは、企業等が個別のオンラインフォーラムへ参加することをいう。

4 この規約において「出展者」とは、個別のオンラインフォーラムごとに、出展決定がなされた旨の通知を受けた企業等をいう。

5 この規約において「オンライン」とは、学生等への企業等の説明及び学生等と企業等との対話を、情報通信機器を通して行うことをいう。

6 この規約において「ツール」とは、オンラインフォーラムを実施するために必要なソフトウェア又はホームページのことをいう。

7 この規約において「ブース」とは、個々の出展者がツールを使用して説明等を行うための仮想的な占用スペースをいう。

8 この規約において「会場」とは、複数のブースが配置された、ツール上の仮想的な空間をいう。

9 この規約において「フォーラム等」とは、オンラインフォーラムと京都大学キャリアフォーラム規約（令和4年3月17日京都大学教育推進・学生支援部長裁定）に定める京都大学キャリアフォーラムの総称とする。

(オンラインフォーラムへの出展申込及び出展決定)

第3条 オンラインフォーラムへの出展を希望する企業等は、教学部長より別途告知された個別のオンラインフォーラムごとの出展申込に関する注意事項及び出展申込の方法に従い、定めら

れた期限までに、本規約の内容に同意した上で出展申込をしなければならない。

- 2 教学部長は、次の各号に掲げる事項を勘案して、出展を承諾するか否かを決定し、その結果を出展申込のあった企業等に通知する。
 - (1) オンラインフォーラムを実施する予定の会場の規模（ブースの最大数）
 - (2) 出展申込のあった企業等の事業内容、本学卒業生の採用実績、フォーラム等の出展実績等
 - (3) 過去にフォーラム等に参加した学生等及び今後参加予定の学生等からの要望
 - (4) 前3号に掲げる事項のほかオンラインフォーラムの実施にあたって本学が考慮すべき一切の事情
- 3 出展者は、出展を承諾する決定（以下「出展決定」という。）がなされた旨の通知を受けた後に出展を取り止める場合は、速やかに書面又は電子メールにて教学部長にその旨を申し出なければならない。
- 4 前項の申出は、当該申出に係る書面又は電子メールが教育推進・学生支援部学生課就職支援掛に到達することをもって、効力を生じる。

（出展決定の取消等）

第4条 教学部長は、次の各号の一に該当する場合、当該出展者に対して事前に通知することなく、前条第2項の規定に基づき行った出展決定を取り消し、又は当該出展者に出展を中止させることができる。

- (1) 出展者がこの規約に違反し、又は違反するおそれがあると教学部長が認めるとき。
 - (2) 出展者が前条第1項に定める出展申込その他出展に係る手続において虚偽の申出をしたことが判明したとき。
 - (3) 出展者が第12条第1項に規定する反社会的勢力に関係する者であると本学が認めるとき 又は第12条第2項に規定する行為を行なったとき若しくは行うおそれがあるとき。
 - (4) 本学において、管理上の事由が生じたとき。
- 2 教学部長が前項第1号、第2号又は第3号により出展決定を取り消し、又は出展を中止させた場合、本学は、それにより当該出展者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

（出展料及びキャンセル料並びにその支払）

第5条 出展者は、本学に出展料を支払わなければならない。ただし、出展者がオンラインフォーラム開催日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日。以下同じ。）の1ヵ月前の日より前に、第3条第3項により出展を取り止めた場合は、その限りでない。

- 2 出展料の額は、別表に定める額とする。
- 3 出展者は、オンラインフォーラム終了後に、本学の指定する方法により、請求書発行日の翌々月末までに出展料を支払わなければならない。
- 4 出展者は、次の各号に掲げる場合は、出展料に代わるキャンセル料として、本学の指定する方法により第2項に定める出展料と同額を本学に支払わなければならない。ただし、第15条第1項第2号の規定に基づきこの規約を変更する場合において、同条第2項に定める効力発生日がオンラインフォーラム開催日の1ヵ月前の日以降の日であるときは、本項第2号中「オン

「オンラインフォーラム開催日の1ヵ月前の日」とあるのを、「この規約の直近の変更の効力発生日」と読み替えるものとする。

- (1) 前条第1項（第4号を除く。）の規定により、教学部長が出展者の出展決定を取り消し、又は出展を中止させた場合
- (2) オンラインフォーラム開催日の1ヵ月前の日以降に、第3条第3項により出展を取り止めた場合
- (3) 出展を取り止めることを申し出ることなく出展を行わなかった場合

(ブースの決定及び使用方法)

第6条 教学部長は、会場の態様、使用するツールの性能等を勘案して、開催日ごとのブース数を決定したうえで、各ブースへの出展者の割振りを決定する。

- 2 前項の決定事項は、遅くともオンラインフォーラム開催日の1週間前までには、第14条第2項の規定に基づき、出展者に通知する。
- 3 出展者は、ブースの使用に当たり、教学部長から予め指定されたツールを使用しなければならない。
- 4 本学は、オンラインフォーラム開催日に出展している者が、事前に出展者に通知したID、パスワード等を申告した上で、教学部長が予め指定したツールによりブースを使用している場合には、当該ブースに割り振られた出展者自身により使用されているものとみなし、当該出展者は出展料の支払いその他の出展者としての債務を負担する。

(出展者の遵守事項)

第7条 出展者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ブースを譲渡し、転貸し、又は交換すること。
- (2) ブース外における学生等の誘引、アンケート、チラシ又は景品の配布その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 他の出展者になりすまし、又は第三者のなりすましをほう助すること。
- (4) ブース又はツールを、オンラインフォーラムの趣旨と異なる目的に使用すること。
- (5) 事前に教学部の許可を得ることなく、他の出展者のブースに移動すること。
- (6) 事前に教学部の許可を得ることなく、ツールの機能に影響を与える他のソフトウェア、プログラム等を使用すること。
- (7) 事前に教学部の許可を得ることなく、ブースを退出し、学生等への説明又は対話を一方的に放棄すること。
- (8) 事前に教学部の許可を得ることなく、学生等との対話の内容等をオンラインフォーラムの目的外に使用、提供又は公開すること。
- (9) 事前に教学部の許可を得ることなく、静止画及び動画の別を問わず、オンラインフォーラムの録画又は録音を行うこと。
- (10) 本学、他の出展者若しくは参加する学生等の知的財産権、肖像権その他の権利を侵害し、又は法令若しくは公序良俗に違反する行為を行うこと。

- (11) 前各号のほか、他の出展者及び参加する学生等にとって迷惑となる行為を行うこと。
- 2 教学部は、出展者が前項に違反する行為を行ったと認めた場合は、当該出展者に対して改善措置を命じることがある。
- 3 前項の命令を受けた出展者に改善が見られないときは、第4条第1項第1号の規定により、当該出展者の出展を中止させことがある。

(教学部への報告又は相談)

第8条 出展者は、ブースの使用に関する問題その他出展に関する問題等が発生した場合には、遅滞なく教学部に報告し、又は相談するものとする。

(不可抗力等による開催中止等)

第9条 天災地変、暴動、テロ、ストライキ、ロックアウト、政府機関の介入、大規模停電又は輸送機関若しくは通信回線の事故その他主催者の責めに帰することができない事情が発生した場合、オンラインフォーラムの開催日時を変更し、又はオンラインフォーラムを中止することがある。

- 2 出展者は、前項の変更又は中止を理由として、損害賠償請求を行うことはできない。
- 3 第1項の変更により開催日時変更後のオンラインフォーラムに出展できなかった出展者及び同項の中止によりオンラインフォーラムに出展できなかった出展者においても、第5条第2項に定める出展料を本学に支払わなければならない。この場合において、本学は当該変更又は中止に至った時期、理由その他諸般の事情を勘案して、当該出展できなかった出展者に対して、第5条第2項に定める出展料の全部又は一部を請求しないことがある。

(主催者の免責)

第10条 本学は、本規約に基づく主催者としての債務の履行及びオンラインフォーラムへの出展について出展者に生じた損害について、本学の故意又は重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- 2 本学は、出展者のブースで出展者に生じた損害及び天災地変、暴動、テロ、ストライキ、ロックアウト、政府機関の介入、大規模停電又は輸送機関若しくは通信回線の事故その他主催者の責めに帰することができない事情により出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 本学及び教学部は、出展者と学生等その他第三者との間に生じたトラブルについて、一切の責任を負わない。ただし、教学部は、それらのトラブルについて、会場の保全及びオンラインフォーラムの継続のため、制止その他必要な措置をとることがある。

(損害賠償)

第11条 出展者は、出展にあたって故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 出展者は、本規約に定める事項に違反する場合又はオンラインフォーラムの実施にあたって

教学部から受けた指示若しくは命令に違反することにより本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 出展者は、故意又は過失によって他の出展者又はその構成員に損害を与えた場合、出展者自身の責任において誠実に損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 出展者は、第3条第1項の出展申込をもって、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 出展者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約しなければならない。
- (1) 齧迫的な言動又は暴力を用いた要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (4) その他前3号に準ずる行為

(個人情報の取扱い)

第13条 出展者は、学生等の個人情報の収集にあたっては、対象となる個人に対して、収集する情報の使用目的を事前に明らかにし、当該個人の了承を得たうえで行うものとする。

- 2 出展者は、収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従い、適切に管理するものとする。
- 3 教学部は、出展者の代行としての個人情報の収集、収集した情報の会場から出展者拠点への送付の代行等は、一切行わない。
- 4 出展者は、当該出展者が行った個人情報の収集又は管理における問題が発生した場合、一切の責任を負うものとする。

(業務担当)

第14条 オンラインフォーラムの主催及びこれに付随する業務は、教学部が行う。

2 オンラインフォーラムを実施するうえで出展者に通知すべき事項は、書面又は電子メールで出展者に通知する。

(規約の変更)

第15条 教学部長は、次の各号に掲げる場合には、出展者の同意を得ることなくこの規約を変更できるものとする。

- (1) この規約の変更が、出展者の一般の利益に適合するとき。
- (2) この規約の変更が、オンラインフォーラムの目的に反せず、かつ、オンラインフォーラムの企画運営上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規約の変更にあたっては、規約の変更をする旨及び変更後の規約の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間をおいて電子メールによる通知その他の適切な方法により、出展者に周知するものとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、オンラインフォーラムの実施に関し必要な事項は、教学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 京都大学オンラインキャリアフォーラム規約（令和2年9月23日京都大学学生総合支援センター長裁定）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年1月9日から施行する。

別表

事 項	金 額	備 考
出展料	220, 000円	消費税額及び地方消費税額を含む

上記は、1ブースの1日あたりの金額とする。

なお、1ブースに収容できる学生等の人数は、オンラインフォーラムごとに定める。